○国土交通省告示第千百三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十一日　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17035	メルセデス・ベンツ　ＤＢＡ―204347	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号

○国土交通省告示第千百三十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十一日　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17036	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212055C	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号
17037	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212059C	〃	〃
17038	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212059	〃	〃
17039	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212080C	〃	〃
17040	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―212073	〃	〃
17041	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―212074	〃	〃

○国土交通省告示第千百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十一日　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17042	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212255C	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号
17043	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212259C	〃	〃
17044	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212259	〃	〃
17045	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―212280C	〃	〃
17046	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―212273	〃	〃
17047	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―212274	〃	〃

○国土交通省告示第千百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十一日　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17048	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ―212024	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号
17049	メルセデス・ベンツ　ＬＤＡ―212224	〃	〃

○気象庁告示第十五号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十一日　気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第11507号	転倒ます型雨量計の感部ＫＳ　717A	東京都日野市旭が丘５丁目17番14号	株式会社カネコ	平成23年10月12日

○環境省告示第九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに別表第一の二第十三号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年環境省告示第百四十八号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十一日　環境大臣　細野　豪志

第一　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を次のように改正する。

第一号の表中⑴を⑵とし、⑴として次のように加える。

⑴　アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇

第二号の表中⑸を削り、⑹を⑸とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。）	二五

同号の表中⑱を⑲とし、⑧から⑰までを一ずつ繰り下げ、⑦の次に次のように加える。

⑧　直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十九以上のもの及びその混合物に限る。）	一〇〇

第三号の表中⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　ぎ酸の混合物（プロピオン酸の濃度が十八重量パーセント以下のものであって、ぎ酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）	〇